

「健やか親子21」の今後の方向性について（案）

厚生労働省 母子保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したものの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

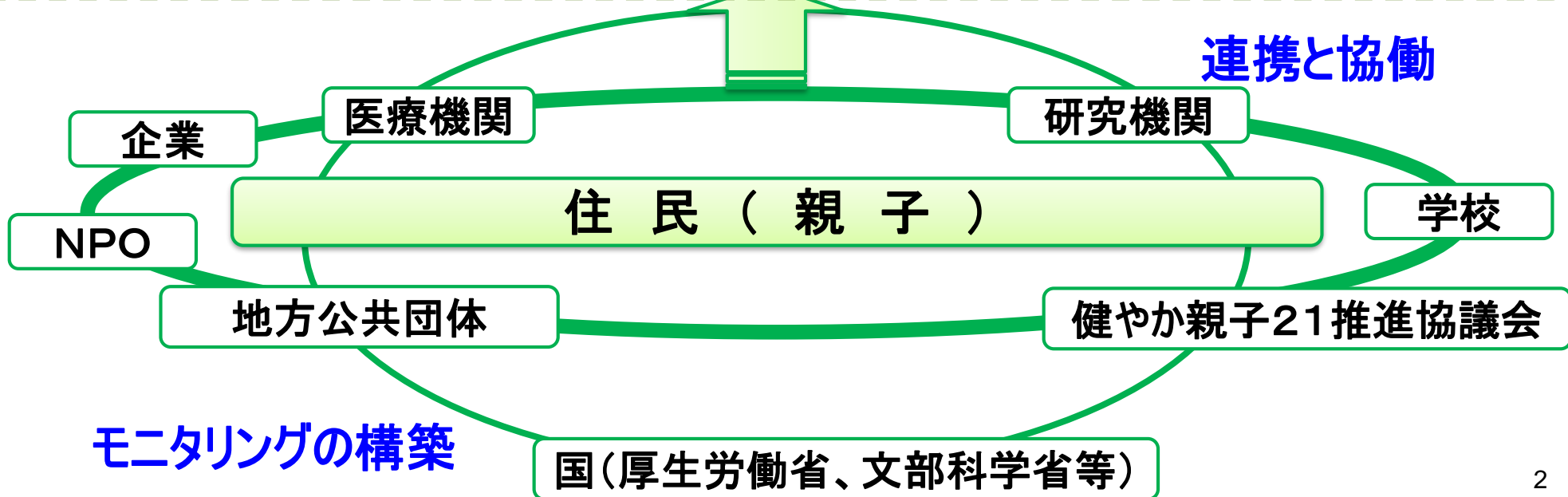
【基盤課題A】
切れ目ない妊産婦・
乳幼児への
保健対策

【基盤課題B】
学童期・思春期から
成人期に向けた
保健対策

【基盤課題C】
子どもの健やかな
成長を見守り育む
地域づくり

【重点課題①】
育てにくさを感じる
親に寄り添う支援

【重点課題②】
妊娠期からの
児童虐待防止対策



「健やか親子21」の今後の方向性について（案）

1. 現状

健やか親子21は、20世紀の母子保健の取り組み成果を踏まえ、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである。

2. 成育医療等基本方針における健やか親子21の位置づけ

今般の成育医療等基本方針において、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされている。

3. 令和5年度以降の方向性（案）

成育医療等基本方針に基づく取組の推進を図る観点から、以下の見直しを行う。

- 健やか親子21推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）について、こども家庭審議会成育医療等分科会（仮称。現在の成育医療等協議会）との連携を図りながら、運営する。
※ 主として、成育医療等分科会は国の取組を、幹事会は自治体や関係団体等の取組を促すこととする。
- 「母子保健家族計画事業功労者表彰」、「健康寿命を延ばそうアワード」等の位置付けを見直し、いずれも成育医療等基本方針の保健分野に関する取組に係る自治体、団体、企業、個人への表彰とする。
※ 幹事会において選考を行い、健やか親子21推進本部総会において被表彰者の取組等を発表する。
- 成育医療等分科会において報告される成育医療等基本方針に係る評価指標等の自治体別データについて健やか親子21のホームページに一元的に掲載し、自治体の取組を支援する。
- 幹事会に専門部会を設置し、健やか親子21のホームページに掲載する母子保健情報のコンテンツの質の担保を図る観点から議論を行う。

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」改定の方針（案）

改定の趣旨

- 今般、成育医療等協議会での議論を踏まえ、現行の基本方針（令和3年2月9日閣議決定）について、
 - ・ 令和3年2月の策定以降における、制度・施策等の改正・変更
 - ・ 医療、保健、福祉、教育等の現場において新たに課題となっている事項への対応
 - ・ 基本方針の更なる周知・広報のための施策等を反映させるため、所要の改定を行う。

改定の背景と方向性

<改定の背景>

- ・ 子ども家庭庁の設置
- ・ 子ども基本法の制定
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定
- ・ 医療計画（周産期・小児）の見直し
- ・ 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会における議論
- ・ 産後ケア事業など、母子保健の課題
- ・ 新型コロナ対応を踏まえた取組

<改定の方向性>

- ・ 関係法令・指針等との整合性を確保した上で、記載を見直し
- ・ 地方公共団体の取組（例：基本方針を踏まえた計画の策定、都道府県における関係者の連携・協議等による広域連携等）を支援
- ・ 評価指標に基づき、施策の実施状況等を評価・検討
- ・ 健康管理の充実や事業の質向上、災害時・新興感染症まん延時の事業継続の観点から、母子保健におけるオンライン化・デジタル化を推進

令和5年度～令和10年度における
成育医療等の施策の基本的方向等を策定

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

3 教育及び普及啓発

- 妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進
- 「健やか親子21」を基本方針に基づく国民運動として位置付け、子育て当事者・国民全体への普及啓発を促進

4 記録の収集等に関する体制等

- PHR (Personal Health Record)、健康等情報の電子化・標準化を推進、母子保健情報のデジタル化と利活用による健康管理の充実や母子保健事業の質向上
- 予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とした Child Death Review (CDR) について、体制整備に向け検討
- ICTの活用による各種施策の推進
- 母子保健事業におけるオンライン化・デジタル化等に関する、システム等の導入・運用を推進

5 調査研究

- こども等の視点も踏まえた調査研究の推進、シンクタンク機能の充実

6 災害時等における支援体制の整備

- 災害時に必要な物資の備蓄・活用を推進
- 災害時小児周産期リエゾンの養成、災害時の患者搬送等を円滑に行う体制の構築
- 新型コロナ対応も踏まえ、母子保健事業のオンライン化・デジタル化等を引き続き推進
- 新興感染症患者を受け入れる周産期・小児医療機関の設定等について、状況把握・検証、必要な検討を実施

7 成育医療等の提供に関する推進体制等

- 優良事例の横展開、調査研究の推進等

III その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項

- 国は、成育医療等の施策について客観的に検証・評価し、必要な取組について検討
- 今回の基本方針は、令和5～10年度の6年程度を1つの目安として策定

「健やか親子21」の今後の方向性について（案）

1. 現状

健やか親子21は、20世紀の母子保健の取り組み成果を踏まえ、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである。

2. 成育医療等基本方針における健やか親子21の位置づけ

今般の成育医療等基本方針において、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされている。

3. 令和5年度以降の方向性（案）

成育医療等基本方針に基づく取組の推進を図る観点から、以下の見直しを行う。

- 健やか親子21推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）について、こども家庭審議会成育医療等分科会（仮称。現在の成育医療等協議会）との連携を図りながら、運営する。
※ 主として、成育医療等分科会は国の取組を、幹事会は自治体や関係団体等の取組を促すこととする。
- 「母子保健家族計画事業功労者表彰」、「健康寿命を延ばそうアワード」等の位置付けを見直し、いずれも成育医療等基本方針の保健分野に関する取組に係る自治体、団体、企業、個人への表彰とする。
※ 幹事会において選考を行い、健やか親子21推進本部総会において被表彰者の取組等を発表する。
- 成育医療等分科会において報告される成育医療等基本方針に係る評価指標等の自治体別データについて健やか親子21のホームページに一元的に掲載し、自治体の取組を支援する。
- 幹事会に専門部会を設置し、健やか親子21のホームページに掲載する母子保健情報のコンテンツの質の担保を図る観点から議論を行う。

「健やか親子21」の今後の方向性について（案）

1. 現状

健やか親子21は、20世紀の母子保健の取り組み成果を踏まえ、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである。

2. 成育医療等基本方針における健やか親子21の位置づけ

今般の成育医療等基本方針において、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされている。

3. 令和5年度以降の方向性（案）

成育医療等基本方針に基づく取組の推進を図る観点から、以下の見直しを行う。

- 健やか親子21推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）について、こども家庭審議会成育医療等分科会（仮称。現在の成育医療等協議会）との連携を図りながら、運営する。
 - ※ 主として、成育医療等分科会は国の取組を、幹事会は自治体や関係団体等の取組を促すこととする。
- 「母子保健家族計画事業功労者表彰」、「健康寿命をのばそうアワード」等の位置付けを見直し、いずれも成育医療等基本方針の保健分野に関する取組に係る自治体、団体、企業、個人への表彰とする。
 - ※ 幹事会において選考を行い、健やか親子21推進本部総会において被表彰者の取組等を発表する。
- 成育医療等分科会において報告される成育医療等基本方針に係る評価指標等の自治体別データについて健やか親子21のホームページに一元的に掲載し、自治体の取組を支援する。
- 幹事会に専門部会を設置し、健やか親子21のホームページに掲載する母子保健情報のコンテンツの質の担保を図る観点から議論を行う。

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等【拡充】

参考

令和5年度当初予算（案）：こども家庭推進事業委託費 18.2億円の内数

目的

- 妊産婦や子ども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦や子ども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21（第2次）」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21（第2次）」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく計画の策定を支援するとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法：「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

- 令和5年度においては、各自治体の母子保健事業の実施状況等を踏まえ、当事者にも伝わるよう母子保健に係るコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理し、包括的に情報発信する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく計画の策定支援
（3）コンテンツの整理、情報発信

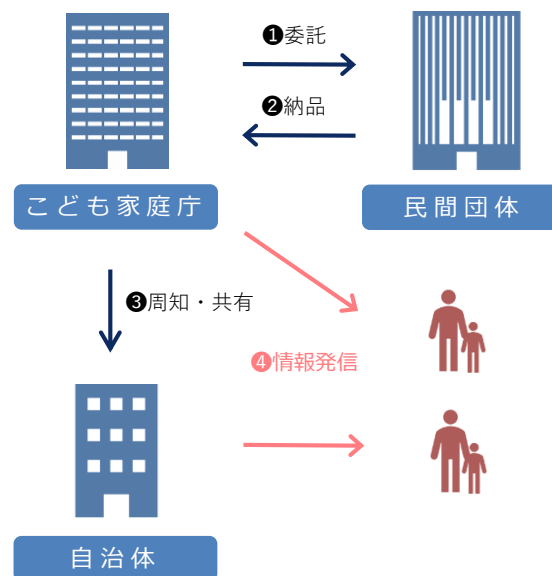
1 事業の目的

- 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」において、母子保健情報の電子的な提供や多胎児、低出生体重児や外国人家庭等の多様性に配慮したわかりやすい情報提供の充実について検討が行われているところであり、その検討結果等を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

（事業内容）

- 母子健康手帳の任意様式に記載されている妊娠・出産育児等の情報に係るわかりやすい情報発信コンテンツの作成
- 多胎児や低出生体重児等の多様性に配慮した情報発信コンテンツの作成
- 日本語版母子健康手帳の新たな記載内容、様式に合わせた他言語版の母子健康手帳の作成
- 母子保健に係る効果的な情報発信のための動画、パンフレットやポスター等の普及啓発資材の作成 等



3 実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額